

平成30年度 2号認定・3号認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準表

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)(各階層区分の上段が保育標準時間認定を受けた場合、下段が保育短時間認定を受けた場合の金額)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯をいう。	0円	0円	0円
		0円	0円	0円
2	1階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。)市町村民税非課税世帯	6,300円	4,200円	4,200円
		6,300円	4,200円	4,200円
3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	14,600円	12,500円	12,500円
		14,500円	12,400円	12,400円
4	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 65,000円未満	19,500円	17,600円	17,600円
		19,300円	17,500円	17,500円
5	市町村民税所得割課税額 65,000円以上 97,000円未満	21,000円	18,900円	18,900円
		20,800円	18,700円	18,700円
6	1階層及び2階層を除き、当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	28,900円	26,900円	25,500円
		28,600円	26,600円	25,200円
7	市町村民税所得割課税額 120,000円以上 169,000円未満	31,100円	29,000円	27,000円
		30,700円	28,700円	26,700円
8	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 270,000円未満	39,700円	33,000円	31,100円
		39,200円	32,600円	30,700円
9	市町村民税所得割課税額 270,000円以上 301,000円未満	42,700円	34,000円	32,800円
		42,100円	33,600円	32,400円
10	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	56,000円	34,000円	32,800円
		55,200円	33,600円	32,400円

※階層区分は、4月～8月は前年度の市民税額に基づく利用者負担額、9月～翌年3月は当年度の市民税額に基づく利用者負担額になります。

※利用者負担額を算定する際の市町村民税所得割課税額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を含まずに算出した額になります。

※同一世帯で2人以上の小学校就学前子どもが同時に保育所等を利用している場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料になります。(多子軽減措置)

※平成28年度より、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合、第2子を半額、第3子以降を無料とする多子軽減措置の適用にあたり、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限を完全に撤廃し、年齢に関わらず多子計算の算定対象とします。

※平成29年度より、市町村民税非課税世帯の第2子の保育料は無料となります。

【要保護世帯等軽減】

ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯及び生活保護法に定める要保護者と同等に困窮していると市長が認める世帯で、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯については、下記の表の額となります。

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)(各階層区分の上段が保育標準時間認定を受けた場合、下段が保育短時間認定を受けた場合の金額)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
2	1階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。)市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
		0円	0円	0円
3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	6,300円	4,200円	4,200円
		6,300円	4,200円	4,200円
4	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 65,000円未満	6,300円	4,200円	4,200円
		6,300円	4,200円	4,200円
5	市町村民税所得割課税額 65,000円以上 77,101円未満	6,300円	4,200円	4,200円
		6,300円	4,200円	4,200円

※要保護世帯等に該当し、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯について、年齢制限を完全に撤廃して第何子かを決定し、第2子以降の場合、無料になります。

平成30年度 1号認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準表

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)	
階層区分	定義	市立幼稚園・市立認定こども園	私立幼稚園・私立認定こども園
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯をいう。	0円	0円
2	1階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。)市町村民税非課税世帯	0円	3,000円
3	1階層を除き、当該年度分市町村民税所得割非課税世帯	3,000円	
4		77,100円以下	4,700円
5	1階層から3階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割課税額の区分が右欄の区分に該当する世帯	77,101円以上	9,500円
		211,200円以下	17,200円
6		211,201円以上	12,000円
			21,500円

※階層区分は、4月～8月は前年度の市民税額に基づく利用者負担額、9月～翌年3月は当年度の市民税額に基づく利用者負担額になります。

※利用者負担額を算定する際の市町村民税所得割課税額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を含まずに算出した額になります。

※同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが同時に保育所等を利用している場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料になります。(多子軽減措置)

※平成28年度より、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合、第2子を半額、第3子以降を無料とする多子軽減措置の適用にあたり、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限を完全に撤廃し、年齢に関わらず多子計算の算定対象とします。

※平成29年度より、市町村民税非課税世帯の第2子の利用者負担額は無料となります。

【要保護世帯等軽減】

ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯及び生活保護法に定める要保護者と同等に困窮していると市長が認める世帯で、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯については、下表の額となります。

階層区分	市立幼稚園・市立認定こども園	私立幼稚園・私立認定こども園
2	0円	0円
3	0円	0円
4	3,000円	3,000円

※要保護世帯等に該当し、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯について、年齢制限を完全に撤廃して第何子かを決定し、第2子以降の場合、無料になります。